

# 天明七年下松町少年打毀事件

吉 積 久 年

## 史料紹介

ここに紹介しようとする打毀事件は、新出のものと思う。近日、三宅紹宣・佐藤省吾「山口県百姓一揆総合年表<sup>①</sup>」という山口県（防長両国）で発生した一揆等を近世から明治初期まで概括的に見通した著述が現われているが、これには掲上されていない。

同文によると九〇件以上に上るという一揆発生総件数であるが、そのうち八件（萩藩領七件、長府藩領一件）が天明七年（一七八七）の発生で抜群である。なお、北川健「天明六・七年長州藩諸所百姓騒動史料<sup>②</sup>」では一〇件が掲上されている。

本件の主役が少年たちであったという異色性に着目しながら、発生のよって立つ時代背景を追求しようと試みるものである。

まず依拠する史料を明らかにしておきたいと思う。当時、下松町が徳山藩領に属していたことから典拠史料は、全て徳山毛利家文庫（山口県文書館蔵巻）である。配列は、概ね簡潔なものからとした。

決して量的に恵まれたものではない。兎に角、本件を正面から扱った史料は管覧の限り認められない。したがって、これまで看過されて来たといえるし、断片的側面的にしか把握されないという隘路に立たざれてしまう。「下御用所日記抜要（安永元年～天明八年）」（下御用所日記⑦）…………史料①

同（六月）八日

一下松佐伯屋六三郎嫁入家打毀し、寺社方下役御徒目

付ニ指出取鎮メ

同(六月)十七日

一町屋及狼藉候ハ、取鎮方トして指出候様(マシ)

「諸令治法両部抜要前篇卷四(安永元年～寛政三年)」

(諸令治法両部抜要4)

史料②

六月十一日

一世上一統穀物高直ニ而締売り等仕者有之由ニ而米屋

抔江及狼藉候義、他国ニ是有之候抔と風聞申触候様

相聞候ニ付右様之義無之様嚴重御沙汰

右町奉行所 御代官所ヘ

「天明七十未歲自四月至七月御手紙控 中」

(御手紙控202)

史料③

此度於下松町狼藉有之候ニ付、右手懸り之者穿議被

仰付候ニ付、御自分儀為究方被差出候間、可被得其

意候、為辻申入候、以上

粟鞠負

六月十二日

宍戸隼太殿

尚々御目付役奈古屋弥一兵衛儀被差出候間、左様

可被相心得候、以上

此度於下松町狼藉有之、右手懸り之者明十三日於御客屋穿議被仰付候付、究役宍戸隼太江被仰付候、依之御自分儀被差出候間、可被得其意候、為此申入候、以上

六月十二日

奈古屋弥一兵衛殿

粟鞠負

於下松町狼藉有之候ニ付、右手懸りもの明十三日御客屋ニ而究方被仰付候、依之御自分儀為筆者役被差出候間、宍戸隼太方承合可被相勤旨候、為此申入候、以上

六月十二日

田中孫四郎殿

兩人役

一御当役方筆者役兩人頂戴被仰付候事

此度於下松町狼藉有之ニ付、右手懸り之者今十三日於御客屋穿議就被仰付候、為究役宍戸隼太御目付役奈古屋弥一兵衛被差出候通、昨夕遂沙汰候、右為御

知如斯候、以上

六月十三日

河合三郎右衛門殿

栗屋鞆負

御自分儀、下松町之者御穿議掛り筆者役被仰付置候處、今日限御引せ被成候間、可被得其意旨候、為此申入候、以上

七月晦日

田中孫四郎殿

兩人役

「天明七丁未歲 御書出控」（御書出控40）……史料④

世上一統穀もの高直ニ付其筋商ひ候者共之中縊売り等仕候故、弥増高直ニ相成候哉与相考、多人数無理無駄米屋杯江押寄及狼藉候儀も他国ニは有之候杯と実事は不存候得共、近來專風説申触候様相聞へ候、千一於御領内も穀もの餘分貯置縊売り等仕候者於有之ニおるてハ、早々向々物筋江訴出候ハゝ、屹度御穿議被仰付可被下事ニ候間、他國之風説承りおよひ不心得之者共に有之、多人數押寄右駄之儀一切仕間敷候、若左様之儀仕ニおるては発頭人は申ニ及ハす、馳集候者共迄遂穿議屹度曲事可被仰付事候条、五人組は勿論町役人共地下役人共申合、不心得之儀無之

様万端無緩相互ニ氣を付可申候、勿論他領之者ニ而も御領内江罷越右駄之狼藉仕者有之候ハゝ、即時二捕置、其段可申出候事

六月十一日

一右堺通町奉行所代官所役座之心得を以申触候様ニと月番所達之事

「天明七年御歳本日記（五・六月）」（御歳本日記641）

……史料⑤

（六月八日）

下松新町佐伯屋六三郎与申者、昨七日之夜在方より嬢取候所、今晚四時過より子供集り石打仕候故、役所より度々取鎮候所、追々多人数ニ相成戸蔀等打破り家財儀物門中江取出シ引割相破、前代未聞之狼藉仕候、就右同町年寄目代罷越候へ共、一向寄付不相成未半途ニ候へ共、不取敢注進仕候由、諸道具ニテ往来難相成程之儀ニ候間、早々御役人被指出被下候様申出候由、御當役申達候処、早速取鎮トして町奉行処下役河内弥五右衛門御徒目付壱人浅田伴右衛門被指出候

右之通被指越候事

（六月十一日）

下松町 松崎屋勘兵衛

右同

中村屋七郎右衛門

右両家去ル九日之夜打破り候段風聞仕候付、其夜より為用心新町立番仕せ候段申出、御当役申達候事

(六月十三日)

一此間下松新町狼藉仕候付、左之人柄咄仕候趣有之、昨日町奉行所ニ而究有之候處、一向不相分趣之口上書宍戸隼太より差出御当役申達候處、今日於御客屋御究被仰付候付、隼太并御目付奈古屋弥一兵衛被指出候

下松八軒屋 同処松ヶ崎

庄吉伴

金左衛門抱

十二才 兵吉 十三才 七五郎

右兩人今日御究有之候事

但御究夜中ニ懸り候故、灯油仕出候儀御買物方江

□ 沙汰之事

(六月十六日)

一宍戸隼太申出候、去ル十三日於御客屋下松町狼藉有之趣ニ付相究候節、八軒屋庄吉申分ニ而指口ニ相成候人柄左之通

長兵衛 長兵衛

兼松 清兵衛

右四人之者共早速五人組江預方之及沙汰候得共、他出仕候者も有之、今朝迄ニ何れも脇五人組江預方仕候通彼町役人届出候由申出候事

(六月十七日)

一近來世上一統穀類高直ニ付、於町屋及狼藉候所柄も有之由ニ相聞候付、自然当町ニ而左様之儀も有之候而是御館下之儀ニ候へは、早速為取慎方町奉行役罷出可然候間、其段相心得居候様ニ宍戸隼太江御内意申達候、尤召連候警固之者左之通夫々御役懸り之足輕中間御雇被指添候間、自然騒動之儀有之候は、早速隼太方ニ馳付受指図罷出候様ニ致内沙汰被置候様ニ都合役中ヘ御内意申達候事

一御代官處より 三四人計

一御作事方より 拾人計

一地山方より 捨四五人計

一沖山方より 八九人計

都合大凡四拾人計

右之通爰元居合之組付御役懸り之者可有之由ニ付、組中相印之羽織着用罷出候様申達置候事

一棒五十本

但御武具方より当分借用ニ而隼太方江遣置候

也

一拍子木三組

但御作事方ニテ同断、尤是は自然騒動差發り

候節は徳山端々組付居宅之方角江しらせ之早

拍子差廻し候付入用也

一御紋付高挑灯壺張

蠅燭八丁

但御藏本之分是又隼太方江遣置候事

右之通夫々手配相成候事

(六月十九日)

一此間下松町致狼藉候付、右之御詮議町奉行役宍戸隼太江被仰付置候處、差掛り御用向も有之候故被指免、左之通被指出候、尤町奉行役御究中ハ藏本詰御目付役奈古屋弥一兵衛被指出候所、是又被指免候

御究役 箱嶋甚右衛門

御目付

児玉齋宮

筆者役

田中孫四郎

右之通被指出候通、上役江は御当役被仰付、筆者役ハ於月番處申達候、就右入用之筆紙墨、同持夫荒仕子壱人申出夫々遂沙汰候、尤筆紙墨ハ孫四郎乞懸次第相渡候様高沙汰也

一右御究有之候付、甚右衛門手付檢断町奉行処より壱人遣候ニ付而は、頃日甚町廻り不人ニ付増之儀申出、

(六月廿三日)

足輕壱人増町廻りトして組触ニテ差出候事

一下松町騒動之趣今日も御穿議有之候付、箱嶋甚右衛門児玉齋宮田中孫四郎御客屋江被指出候、就右筆紙墨持夫荒仕子壱人孫四郎方江指遣候様御作事方江正手紙出之

(※ 読点は筆者付す)

史料②と④は間接的史料で、穀物値段の高騰、そして売り惜しみという状況下、他国で発生している狼藉沙汰が徳山藩領内でも噂されていてることに対し、藩府が強い危機意識をもってその予防線を張ったことを示すものである。

事件の梗概を示すと、次のようになる。

天明七年六月八日(新暦七月十五日)夜四つ時(二二時)過ぎ、下松新町の佐伯屋六二郎宅を少年たちがこぞつて投石を働いたことに端を発した。なお、佐伯屋は前夜、在方から嫁を娶ったというから、この夜も未だ祝宴の中であつた蓋然性が高い。鎮圧の手も及ばず却て人数は膨らみ、火に油を注ぐ結果となつたのである。蔀戸をうち破つて侵入、家財道具や俵物を外へ引きずり出しては割つたり裂いたりの「前代未聞之狼藉」沙汰に発展した

のであった。通報を受けて町奉行所が出動。

さらに、翌九日の夜にもまた、同じ下松町の松崎屋勘兵衛と中村屋七郎右衛門の両家が襲われたらしい。

佐伯六五郎と中村屋七郎右衛門は米屋である（「御藏本日記」寛政四年十一月二十八日の条で確認）。

どういう経過で狼藉者が藩吏の手に落ちたのかは不明だが、史料③により、十二日の夕には究役方と翌十三日の究め場所が決定していることから、およそ三日ほどで狼藉者が割出された模様である。究めの場所は御客屋、徳山城下、山陽道に面した位置にあり、文字通り賓客接待を主とした施設である。究役方は、主任が寺社町奉行の宍戸隼太、目付役が御藏詰目付の奈古屋弥一兵衛、そして筆者役が田中孫四郎である。

少年故の口上の曖昧さから逃れ得なかつたものと筆者は想像してみている。

が、打撃は現然たる事実であり、藩府の危機感は否応なく醸成されたことが史料②④で瞭然である。そして、史料⑤の六月十七日の条は、それをより具体化させていた。徳山城下での発生を想定し、町奉行所を中心とする非常体制作りの行われたことが書留められている。究役交替の背景もここに求められてよいのかも知れない。

そして、十三日、下松町八軒屋の庄吉の息子兵吉と同

松ヶ崎の金左衛門抱えの七五郎が、夜中まで取調べられ

た。十二歳と十三歳、満でいうとたかだか十歳余りの未成年、つまり少年である。

十六日には、庄吉の証言で新たに四人の者がとり押さ

えられている。

三日後の十九日には、他用ありとして筆者役を除き二人の究方役が交替。二十三日にも取調べが行われているのだが、筆者役田中孫四郎は、七月晦日にその任を解かれている（史料③）。この解任時期が、本件追求の末期であったと考えてよからう。五〇日に近い取調べで、何が明らかとなり何が不明として残ったものか、そしてどういう処断が実行されたのか、史料の上には何も現れて来ない。

少年故の口上の曖昧さから逃れ得なかつたものと筆者は想像してみている。

が、打撃は現然たる事実であり、藩府の危機感は否応なく醸成されたことが史料②④で瞭然である。そして、史料⑤の六月十七日の条は、それをより具体化させていた。徳山城下での発生を想定し、町奉行所を中心とする非常体制作りの行われたことが書留められている。究役交替の背景もここに求められてよいのかも知れない。

### 天明期の物価

少年たちが狼藉に及んだ原因には手が届かぬが、このときの社会状況を読むことで少しでも近づけ得ればと考える。

「世上一統穀物高直」という言葉が何回か使われている。

米価の動向を窺つてみると(表1、2)。売付米とは、

蔵米を村・町単位や個人に割付けて売下げる米のこと

で、初冬に割付高が、師走に直段が決定されてしまつて、これが

徳山藩の公定米価に相当することになる。加えて売下げる

のが増売米で、売付米とは一斗の差が設定されている。

また、売下米は、飯料米あるいは小売米の潤渴の訴えに

対し藩が売下げるもので、売付米が銀一〇〇目当りの米

高で表わされるのに対し、米一石当りの銀高で表わされ

るという違ひがある。近時

値が見当らな

いが、売付米

がかなり高く

設定されてい

ることが窺え、

売下米がとき

の相場(和市)

を反映してい

るものである

う。いずれに

せよ、天明六

年末から同七年はじめに大きな山があることに違いはない、米価だけでも先の言葉ははつきり裏付けられることになる。

表2 米価(売下米)の動向(1石当り、単位:匁)

年月日	米価	指數	備考
天明2.2.晦	57.5	100	伊豆屋与次右衛門へ100石
6.5	58.2	101	和市、大井村へ49石余
3.2.3	73.4	128	萩店相場、奈古村へ15石
6.20	88.0	153	奈古・大井村へ45石
4.醜6	89.0(1升販)	145	山田甚右衛門ほか3人へ5石
5.4.9	60.0	104	井筒屋新蔵へ80石
7.6	61.0	106	和市、奈古村へ2石
7.24	56.0	97	奈古大井米を磯村屋伊左衛門へ(石数不明)
6.5.11	52.1	91	奈古米300俵を松屋善右衛門へ
6.17	53.3	93	奈古米56石を美濃屋嘉右衛門ほか2人へ
7.正晦	101.5	177	奈古村伝兵衛へ10石
	100.7	175	戸田村へ4石
2.10	94.7	165	瀬戸村紙漉へ3石
10.14	70.5	123	松屋伝兵衛ほか2人へ600石
11.15	59.1	103	奈古米300石を松屋善右衛門へ
8.3.25	73.0	127	瀬戸村紙漉へ3石
3.26	66.0	115	大井奈古米55石を伊藤権左衛門ほか1人へ
6.5	67.0	117	奈古村へ100石

表3 酒価の動向（1升当り、単位：文）

年月日	御膳酒	生酒	諸白	並酒
天明2.10.20	144	108	96	76
※天明3.4.16	—	136	116	—
4.24	(+8)	(+8)	(+8)	(+8)
8.13	130	98	86	68
12.29	160	132	104	88
天明4.12.15	136	108	84	72
天明6.2.27	124	96	76	64
8.25	136	108	84	72
10.23	—	120	96	80
12.15	160	132	104	88
天明8.5.20	147	118	94	80

注) ※のみ奈古における値段、他は徳山城下の御定値段

そして、もう一種、動向を辿り得る酒価を見ておこう（表3）。天明七年の数値が手に入らぬが、同六年末が同三年末と同値で頂点を築いていることから、天明七年の在所も想像し易いように思う。

なお、物価を考察するとき、銀と銭の為替相場を念頭においておく必要があるが、天明期は銀高、銭安の傾向を示している（表4）

#### 天明期の気象と空氣

米と酒の値段から天明三・六年の米の不作を言い当てることが出来る。天明の飢饉と呼ばれ東日本が痛打を浴びた時期である。

気象の異常を客観的に測る史料はない。が、異常と感知せしめ、人々を黙らせないではおかなかつた証として、神仏祈祷のことがある。三年七月十八日、「頃日雨繁」として常祷院（徳山藩の祈祷寺）に祈祷を料物銀五枚で命じ、二十一日から二十三日まで執行。六年六月二十八日には、雨除祈祷が同じく常祷院に料物八木（米）五俵で命じられ、同日より七月五日まで執行されている。この二つは梅雨時季の淋雨で、六年の場合、虫の発生を招き七月二十日、興元寺に対し料物八木一〇俵で虫除祈祷が命ぜられ、

二十二日から

表4 銀銭為替相場（公定）の動向（銀1匁当り、単位：文）

年月日	銭相場	指数	備考
天明元.8.28	120	100	銀子払底
2.5.朔	96	80	
3.6.7	96	80	和市98~100文
4.7.20	101	84	
6.5.10	100	83	
7.10.2	110	92	
8.2.5	98	82	
8.10.13	100	83	

二十四日まで執行されている。そして、七年は三月二十八日という春季に、常祷院の止雨祈禱が料物八木五俵で命ぜられ、二十九日から四月六日まで執行。料物の多寡が観測の手立てになると思うが、宝曆期の状況からして、米五俵は平均的であり、銀は珍しいといえる。

天明期に銀一五枚の料物がはたかれたことがある。六年六月二十四日から二十七日まで、徳山の那智社で社家一二人が召集されて催された雨乞祈禱の大護摩執行のときである。この月は、興元寺（料物米一〇俵）、常祷院（同三俵）でも雨乞祈禱が相次で命ぜられ、江戸の鏡照院にも祈禱を頼み、二十日には諸村総出の雨乞踊が行われている。だが、この大早魃は凶作を呼んではない。

藩府の危機意識の極として読みとれるのが、七年二月二十三日の記事（御藏本日記）である。これから向う三年、料物を年々銀一三枚あてとして、常祷院に求聞持祈禱を命じたことである。さらに、三月十二日には、神官の黒神若狭助が自力で向う三年間、五穀成就祈禱を行う旨の申出をしていることもこれを補足する。

### 天明期の窮状

この時期の窮状を端的に示すと思う材料に飢人究めがある。在町からの訴えに応じ、藩吏が現地に出向いて飢

人数を調査し、それに基づいて救米の施しが行われる。

表5が、在方の飢人究め人数の実況である。いずれも春から初夏に発生し、とりわけ天明七年には二度も行われて尋常ならざる状況であったことがよく判る。一人当たり米一升の施しが定まりであるが、七年の両時期は米に代わって麦が支給されており、七年春の米の枯渇払底ぶりがよく窺われる。当該期の人口を明かす史料がないので、安永九年（一七八〇）の徳山領内惣人數付を使って、窮状振りをさらに分析すると、七年正・二月は飢人數が一八・三%にも達し、三月でも八・〇%を数え、両者を合すると二六・三%にも及ぶ。富海村（野島も含む）と戸田村では飢人究めの形跡が認められぬことが物語るよう、西低東高の窮状図が現れている。なお、同史料は町方人数も計上しているので、これは除算している。

町方については、管見の限り六年歳末から七年二月までのこの時期にのみ飢人究めの形跡が認められる。富海町三六人・福川町四七〇人・富田新町一六〇人・平野町一一三人・遠石町四九人（当町のみ二回にわたり行われて、一回目二人、二回目二八人）久保・堺市一〇八人、そして下松町四七一人というものである。安永九年の人数は、各々三四六人・七九三人・六九九人（富田町方全て）・一八九人・一六三人、そして下松町九一六人であ

表5 天明期 飢人究めの状況〈在方〉

(単位:人)

村名	安永9年の人口	時期						
		元年4~5月	2年2~4月	3年3月	5年4月	7年正~2月	7年3月	8年3月
徳山	3,219			245		440		
上				299		276		
下上	5,351			274		511	82	447
富田				93				
福川(夜市・大津島)	4,172				88	465		
四熊	1,308			392	513	379	576	411
川曲	430		155	195	142	121	190	
大道理	1,393		723	788		396	117	496
大向	956		469	612		375	671	307
栗屋	713			111			161	
来巻		317	332	371		304		
河内	1,979	98	299			346		
譲羽				85		58	89	
瀬戸	951		195	220		230	264	
温見	339		149	163		340	241	
大藤谷	232		58	129		148	142	
山田	572	227	273	351		271		
生野屋	840	404	365	439		370		
西豊井		207	257	376		235	207	
東豊井	3,497	278	433	620		280		
島田(浅江)	73	60	66	52		53		
戸田	365							
富海(野島)	1,874							
須万	3,265				1,105			
奈古	1,673					356		
大井	1,255					358		
計	34,457	1,591	3,774	5,815	1,848	6,312	2,740	1,661
比率(%)		4.6	11.0	16.9	5.4	18.3	8.0	4.8

る。徳山町のみ飢人究めを認めない。町方総人数は四五六人だから、飢人率は三一%にも達していることになる。福川町の五九%、久保・堺市六六%には及ばぬものの、下松町でも五一%という過酷さであったことになる。

窮状は家中にも当然拡がっていた。年貢米収納が本格化する九月に、家中へ当座凌ぎの堪忍料が支給される習いであったが、天明期にあっては七年のほか二・四年に、五ヶ月も溯って四月に、六年には五月に、元年には六月に溯つて支給されている。

毎年正月十五日、領内町在の役人、つまり庄屋・年寄が集められて酒飯が振舞われる仕来りが徳山藩にはあり、特段の功労者には別途に褒賞が授けられることもあった。七年正月十五日、前例のないことがスタートする。前年の貢賛賄一一番から三番までの村に銀一両の切紙が遣わされることになったのである。このとき、大島・栗屋・福川の村々が該当している。

「久保市町喜代八と申者、妻子共五人及飢難渋仕、一昨日過、右人數之内式人、娘并母流浪仕、跡より喜代八尋ニ遣候處、いつれも不罷帰、残り娘老人ハ近所□喰物等氣ヲ付せ候へ共行届不申」とは、「御藏本日記」七年六月十一日の条である。

そして、もう一つ念頭に置いて然るべきことがある。天明七年二月の江戸上屋敷の火災である。「御藏本日記」等によれば、火難を報じる飛脚が二月二十八日に到着しており、火難の状況が同日記にこう書付けられている。「去ル十五日夜四半時分、下之段神代組居小屋より出火、折節北西風ニ而御殿江移り諸御長屋不残稻荷社迄焼失、尤西御殿御別条無之、諸御藏々不残、冠木御門御裏御門ハ助り、御留守居小屋東ノ端少々、御廐西ノ方三四疋建計花笠勘藏小屋焼残り」

この再建を藩は自力で果たし得なかった。当用銀の提供を町方に仰ぎ、献上米銀を取立てねばならなかった。

前者については、「御書出控」に町方七七名が、金二両・銀四三〇枚・同二五貫六〇〇目・丁錢一六貫文・八〇文錢二貫目・米三九五俵を提供したことが記され、この中に打毀に遭つた佐伯屋六三郎と中村屋七郎右衛門の名が見出される。銀一〇〇目と同一貫目の各提供高で、下松町の提供者は二一名を数える（七年十二月十二日の条）。後者については、「天明八戌申年三月江府御上屋鋪就御火災從御領内献上米銀取立算用帳」という史料（治用方101）がある。その総計は米で七二四石余、銀で一〇七貫七四九外余りである。下松町からは三人、計銀一〇貫三〇〇目で、佐伯屋・中村屋の名はない。

当時の社会問題を今二つほど提出しようと思う。一つが、行倒者の多発である。「御藏本日記」から拾つたものが表6である。天明四年が大きな山をなしており、前年の凶作が派生させたもので、同年三六件中二八件が六月までに発生している。三月一日の記事に、徳山城下の下境の橋下に須万村の親子三人（二十五歳と二十三歳の夫婦と四歳の男児）が行倒れていたことが書留められるのをはじめ、同じ橋下にこの年八件一〇人の行倒者が拾われ、その中には八〇歳ほどの女性も一人含まれる。享保期まで溯って点検してみると、享保十七・十八年（一七

表6 天明期の行倒数

年号	件数	行倒人数		計(老・少)	日割率%
		男(老・少)	女(老・少)		
天明元	0	0(0・0)	0(0・0)	0(0・0)	100
〃2	1	1(1・0)	0(0・0)	1(1・0)	100
〃3	3	3(2・0)	1(0・0)	4(2・0)	100
〃4	36	28(4・5)	11(1・2)	39(5・7)	100
〃5	12	※10(1・1)	3(0・1)	13(1・2)	100
〃6	6	5(2・0)	1(0・0)	6(2・0)	100
〃7	15	10(2・1)	5(0・0)	15(2・1)	100
〃8	2	1(1・0)	1(0・0)	2(1・0)	67
計	75	58(13・7)	22(1・3)	80(14・10)	96

注) 「老」は老人のことと60歳以上、「少」は少年少女のことと12歳未満。※の10人には男女の区別不詳の1人を含む。8年の日記は7・8・11・12月の4ヶ月分が残っていない。

三一・三三）の大飢饉時（十七年三八人、十八年一〇三人）を除けば、延享三年（一七四六）の二六人という数字があるばかりである。なお、この詳細は別稿を用意するつもりでいる。七年については、打鼓の発生した六月までに七名の行倒者を数える。そして、その七年には三件の捨子が発生し、うち二件は寺の門前に捨てられた。捨子事件は、天明期に限れば、このほかに三年に二件、五年に一件発生している。

強盜という凶悪犯罪の多発も見逃せない。その山は、天明一・三年にあり、「町方其外先領以来物騒ニ付御家中打廻り」（「御藏本日記」二年四月八日の条）、「東西盜人徘徊騒敷様子」（同三年六月十日の条）などとある。

三年六月下旬から押込強盗対策として不審者狩りが行われ、領外まで探索の手が延ばされて八月九日富田の青年男女数人が盜みを働いたとして親兄弟らが両国追放・家財田畠欠所の処断をうけ、同十三日には逆に探索方が褒賞されている（「御藏本日記」）。

下松町に目を向ければ、二年八月晦日夜、新町で強盗事件が発生し着物等が盗まれたほか、三年六月五日夜には同じく新町で「背□口之西脇之根石を掘除はいり申抜身之作舞ニて人數凡五六人」の強盗集団が押入り、銀四〇〇両ほど、銭二五〇両ほど、金子三兩ほどと衣類少々

が盗まれるという事件が起きている。この被害者が、誰であろう上述の打毀の被害者中村屋七郎右衛門である。また、八年三月二十日には下松町の盜人三人のうち一人は入牢させたが、二人は欠落させてしまったとしたためられる（同日記）。

## 小 結

杳として判らぬ要素の多いことではある。加害者も被害者も、その顔が甚だ見え辛いのである。

大書されたようすが窺われるのは、藩府における扱いのほどが想像される。が、たかだか十歳ほどの少年たちをつき動かさねばならなかつたものを見極めることは意味のあることと考える。

なお、徳山藩領における打毀事件は、現時点では本件を唯一とする。

## 註

(1) 『山口県史研究』第2・3号（一九九四・一九九五年）。

(2) 『山口県文書館研究紀要』第3号（一九七四年）。

(3) 徳山藩における売付米制度は享保期に始まつてゐる。延

享二年「御書出控」に「直段先年之通十月霜月中旬迄之大坂運送米之直段、且又赤間関米直段、當時御国内之米直段

割合平ヲ以銀百目ニ付米壹斗或壹斗二升之上リヲ以直段御定被仰付候事」（九月十九日の条）と見える。

(4) 抽文「宝曆期、徳山藩三祭市と芝居興行」（山口県文書館研究記要）第23号（一九九六年）一七・一八頁。

(5) これら金品をときの相場（米は売下米直段）から割出すと、米勘算で八〇〇石を越すことになる。

(6) 銀を米に置換し合算すると約一二〇〇石になる。

（山口県文書館専門研究員／山口県史編さん調査委員）